

取 扱 基 準

名 称	要保護世帯向け不動産担保型生活資金補助金
補助区分	運営費補助 ☐ 事業費補助 ☒
補助金の概要	新潟県社会福祉協議会が実施する「要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度」の運用に必要な貸付原資を補助する。
目 標	数値化 ☒ 非数値化 ☐
	65歳以上で500万円以上の居住用不動産を保有している要保護世帯4世帯が貸付を受けられるよう、その原資を補助する。
	＜目標が数値でない場合の評価方法＞
補助事業者	社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
補助対象経費の内容	新潟県社会福祉協議会が要保護世帯に貸付ける原資
補助額 及びその算定方法 又は補助率	補助額：3,204,000円 算定方法：10/10
	＜補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由＞ 新潟県社会福祉協議会に要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度の運用に必要な貸付原資がないため。
開始時期	令和6年 4月 1日
評価の時期	令和8年 9月30日
終 期	令和9年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 当該事業が新潟市の補助金に基づくものである旨を表示
	〔媒体〕 広報紙
担当部署	福祉部 福祉総務課 保護室 電 話 025-226-1178 e-mail somu.wl@city.niigata.lg.jp